

高齢者医療制度の見直し

昨年の制度改正から見直されたことをお知らせします

1. 70〜74歳の方(注1)の窓口負担

今年4月から平成21年3月までの1年間、窓口負担が1割に据え置かれます。

◎昨年の制度改正では70〜74歳の方の窓口負担について、平成20年4月より1割負担から2割負担に見直されることとされていたものが据え置かれます。

2. 75歳以上の被扶養者の保険料

今年4月から9月までの6か月間は無料となり、今年10月から平成21年3月までの6か月間は、頭割保険料額(被保険者均等割)が9割軽減された額となります。

対象者

75歳以上の方(注2)で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日(平成20年3月31日又は75歳の誕生日の前日)に被用者保険(注3)の被扶養者となつていない方

◎昨年の制度改正で被用者

保険の被扶養者の方は、

後期高齢者医療制度の被

保険者となつた日の属す

る月から2年間、被保険

者均等割を5割軽減する

こととされていますが、

今回の措置はそれに加えて

行うものです。

◆問い合わせ

住民課国保年金班

☎1214

基礎年金番号に結びついて

いない約5,000万件

の記録について、昨年11月

からコンピュータによる

名寄せ作業を開始していま

す。その結果、みなさんの

(注1)既に3割負担を頂いている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

(注2)65〜74歳で一定の障害認定を受けた方を含み

ます。

(注3)政府管掌健康保険や、

企業の健康保険、公務員の

共済組合等いわゆる

「サラリーマン」の健康

保険であり、国民健康保

険は該当しません。

ねんきん特別便が届きます

今いちど「年金記録」の確認を!!

社会保険庁

月まで

年金加入者 6月から10

月まで

住所の変更や結婚等で、

名字が変わった場合の変更

手続きが済んでいない方は、

速やかに手続きをお願いし

ます。

▼手続き先

国民年金第1号被保険者

: 住民課国保年金班

重度心身障害者(児)助成事業が変わります

県の補助制度の改正により今年4月の診療分から重度の身体・知的障害をお持ちの方の医療費助成制度が改正されます。

①入院時食事が助成の対象外になります

②所得制限が設けられます。(対象世帯員の町民税の所得割額が23万5千円以上の方は助成の対象外)

※4月から支給制限により対象外となる方について

いは個別に通知します。

③所得状況の確認後に認定

するため、受給者証が毎

年7月1日更新となります。

(現在お持ちの受給者証は6月30日が有効期限

です。6月上旬に更新の通知が届いたら、忘れず

に手続きをしてください。)

◆問い合わせ

福祉課障害福祉班

☎1114

年金受給者: 社会保険事務

所

「ねんきん特別便」の確認

と手続きを経て、はじめて

記録と結びつきます。お手

元に届いた「ねんきん特別

便」に、年金記録の記載

もれや誤りがないかを確認

の上、必ず添付された書類

を返送してください。

◆問い合わせ

『ねんきん特別便専用ダイヤル』

☎0570(058)555

☎03(6700)1144

(IP電話・PHSから)

一般の年金相談は「ねん

きんダイヤル」

☎0570(05)1165

受付時間

月〜金曜日 午前9時〜

午後8時

第2土曜日と3月9日(日)

午前9時〜午後5時

社会保険庁ホームページ

http://www.sia.go.jp/